

ニュース No.17

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田 孝代

事務局: 松戸市松戸 1292-1シティハイツ松戸 510 TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyebiz/>

第17号 平成 23年 4月 25日 発行

ートラブルに巻き込まれないためにー

松戸市自閉症協会 会長 角口 早苗

最近、大人の方から「自分は発達障害なのではないか？」と相談を受けることがあります。幼児の頃「変わった子」と言われ、理解を得られないまま、本人も親もつらい思いをしてきたのでしょう。

時間をかけて話を聞いてあげるだけですっきりされる方もいらっしゃいます。

大人の発達障害を正確に診断するには、幼児期からのことをよく知っている家族からの情報が大切で、専門医の診察をおすすめします。

また、発達障害の人がトラブルに巻き込まれた相談もあります。高額商品の購入契約をさせられたり、コンビニに勤めたら、レジのお金を盗んだと言いがかりを付けられたり、いやがる小さい子供にお菓子をあげたくて、追い

かけ廻したり、被害者にも加害者にもなる場合があります。

障害者自立支援法では、地域で暮らすことを目標に挙げていますが、大人になった障害者が地域社会の中で自分らしく生活して行くには困難や問題を避けては通れません。もしもの時は自分の権利を正しく主張していく必要があります。それには、

1. 障害のあるご本人が自分を守る事
2. トラブルから早期に救済するために支援者や親、教員、警察官、駅員、店員、近所の人との代弁がある事
3. 組織として権利擁護、裁判、成年後見制度が整っている事

この3点が必要とされています。ここでは



1. について考えたいと思います。

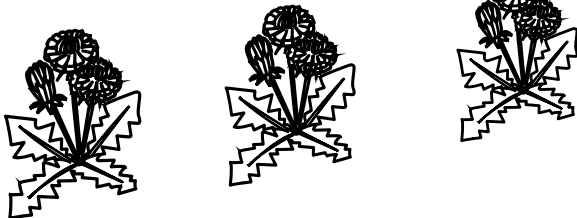
学校に通っている期間は、楽しく学校に通って貰いたいと、親は願っていますが、発達障害の特性として、対人関係がとれず、遊びのルールが理解できず、学習もついて行けない結果、注意や叱責ばかり受けて、周囲から誤解され、問題児扱いされ、無視やいじめ虐待の対象になり不登校に陥りがちです。

本人も自信を失い、どうして自分はできないのだろうと悩みます。低い自己評価は精神のバランスを崩し、二次障害をおこす引き金になってしまうこともあります。

社会人になると、トラブルの範囲は広がり最悪では犯罪行為となってしまう可能性もあります。

性犯罪に巻き込まれないためには、服装に注意し、異性に話しかける時は、顔や体を近付けない、触らない、じっと見ない、何度も電話をかけたり、付いて行ったりしない、許可なく写真を撮らない等、数えたら沢山あります。

金銭トラブルでは、友人や知り合いに頼まれても書類に住所や名前を書かない、印鑑を押さない、カードを貸さない、暗証番号を教えない、現金や品物を貸さない、欲しい物でも買う時は相談する、インターネットの利用方法を家族で相談しておく等ありますが、本人が騙されたと認識してない場合、認めたくない場合もあり、

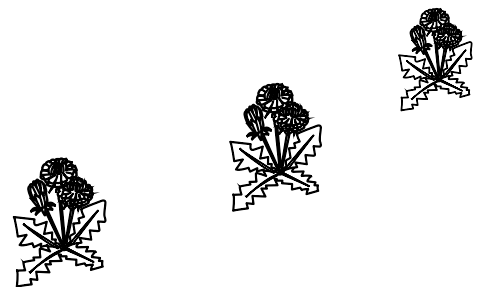


支援者もクーリングオフ、等の制度を知っておく必要があります。



自分の身を守っていくには、まず自分の苦手なことや援助の必要なところをよく知り、断る方法を決めておく。これはおかしいなと気付いたり、困った時、分からないとき、すぐ周りの人に助けを求めましょう。言うのが恥ずかしいと思って一人で悩んでいても解決しないし、手遅れになってしまいます。助けを求めるには、勇気が必要です。常日頃からSOSの出し方を練習しておくといいでしょう。

地域で生活して行くのは大変な事ですが、支援の輪を作っておくことも大切です。積極的に地域に出掛け、障害者の味方を増やしておく事に努力して行きたいものです。





平成 22 年度しぐなるあいずの活動報告



主な活動と成果

- ① 市民への後見制度啓発、市民参加の後見支援体制づくりに取り組みました。
- ② 行政・司法・保健・福祉等他分野連繋による一人ひとりの障害者、高齢者をきめ細かに支える地域社会の構築に寄与しました。
- ③ しぐなるあいずによる後見等受任件数が増加しました。
本年度は 11 件（累計 16 件）

これらの活動では松戸市との協働事業「市民後見人養成協働事業」のおよび千葉県から受託の「障害者支援ネットワークづくりモデル事業」を中心に取り組みました。成年後見講演会、相談員研修会、各小グループ研修会を通じた後見制度の啓発や、相談事業を通して、寄せられた困りごとの解決に向け、地域の他分野専門職との協力、連繋を作ることができました。



平成 23 年度しぐなるあいずの活動計画



前年度に引き続き大規模な講演会や、小規模の研修会開催を通して市民への成年後見制度の啓発、障害者、高齢者、支援者を対象とした相談室を介して成年後見制度の紹介、後見申立て手続き支援など、他分野専門職との連携をより一層深めます。また、しぐなるあいずの法人後見受任件数の増加に対応するため、その後見業務を担当する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）協力員、市民（専門研修受講者）協力員の拡充を図ります。

しぐなるあいずでは活動を支えてくださる賛助会員を募集しています

年会費： 個人 1 口 2,000 円 団体 1 口 10,000 円

連絡先： しぐなるあいず事務局 Tel 047-702-7868



「成年後見人のいる暮らし」講演会

～ひとひとが支え合うまちづくりのために～

講師：^{ほったつとむ}堀田 力 公益財団法人さわやか福祉財団 理事長 弁護士

テーマ：成年後見～あなたの尊厳を守る最後の砦～

開催日時：平成 23 年 6 月 11 日（土） 開場 pm2:00 開演 pm2:30

会場：松戸市民劇場 ホール （松戸駅西口徒歩 5 分）

定員：300 人

参加費：無料

申込み：FAX または Eメールにて 5 月末までに (FAX)047-702-7869

(Eメール)signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp

問合せ先：NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず

(TEL)047-702-7868

共催：松戸市 / NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず



障害者、高齢者、支援者対象

法律と生活の相談室

開催日時：毎月第三木曜日 am10:00 — pm3:00

会場：しぐなるあいず事務所 松戸駅東口徒歩 2 分

松戸市松戸 1 2 9 2 - 1 シティハイツ松戸 5 1 0

要予約：電話 0 9 0 - 9 3 4 7 - 8 3 4 6 または 0 4 7 - 7 0 2 - 7 8 6 8

- ❖ 弁護士または司法書士と社会福祉士がペアになってご相談に応じます。
- ❖ ご相談内容に応じて、行政、保健、医療、福祉、教育など多分野他職種との連携を図ります。
- ❖ 秘密厳守、ご相談は無料です。